

(案)

障 障 発 第 号
平成 2 9 年 3 月 日

各 都道府県 障害保健福祉主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課長
(公 印 省 略)

工賃向上計画支援事業の対象となる就労継続支援 A 型事業所の基準について

障害保健福祉行政の推進につきましては、平素より御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、「工賃向上計画支援事業の実施について」（平成 2 9 年●月●日付障発●第●号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の別紙「工賃向上計画支援事業実施要綱」における対象となる就労継続支援 A 型事業所の基準については、下記のとおりとします。各都道府県においては、本基準に沿った工賃向上計画支援事業の実施をお願いします。

記

1 対象事業所

都道府県に「経営改善計画」を提出した就労継続支援 A 型事業所であって、以下の（１）から（４）までの要件のいずれにも該当する場合、工賃向上計画支援事業実施要綱の 3（１）アの「工賃アップ取組事業所経営改善支援事業」及びウの「事業所職員の人材育成（生産活動への企業的手法の導入）のための研修等に係る事業」について、対象とする。

（１）生産活動収入にかかる要件

前年度の 1 ヶ月当たりの平均生産活動収入が以下の算式により算出した値以上であること。

(算式)

地域の最低賃金×前年度の平均利用者数（※）× 4. 5 時間（労働時間）× 2 0 日

※ 前年度の平均利用者数については、前年度の全利用者の延べ数を当該前年度の開所日数で除して得た数とする。

(2) 賃金についての公表

当該事業を実施した就労継続支援A型事業所は、前年度において利用者に支払った賃金実績（平均賃金の月額又は時間額）について、事業所のホームページ、広報誌等を通じて、公表すること。また、賃金実績については、都道府県に報告すること。

(3) 最低賃金の減額特例について

利用者全員が最低賃金の減額特例対象者でないこと。

(4) 事業実施期間

新規開設や前年度が休止であった事業所については、対象外とすること。